

福岡県エネルギー対策特別融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内中小企業における省エネルギー対策、分散型エネルギーシステムの導入、水素ステーションの整備等に必要な資金の融資を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって県内におけるエネルギー・電力需給の安定化に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種の事業（以下「特定事業」という。）を営むものをいう。
- 2 この要綱において、「組合」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合であって、特定事業を営むものをいう。
- 3 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業者及び組合をいう。

(取扱金融機関、融資基金及び融資目標)

- 第3条 県は、この制度を実施するため、別表1に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に県資金を預託する。
- 2 取扱金融機関は、前項の預託金を基金として知事が別に定める融資目標額以上の融資を常時行うよう努めるものとする。

(融資対象)

- 第4条 融資の対象となる者は、事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納している者であって、別表2に掲げる融資条件を満たすものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができないものとする。
- (1) 許認可等を必要とする業種にあっては、その許認可等を有していない者
 - (2) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受け2年を経過していない者（第1回目の不渡り又は電子記録債権が支払不能となって6か月を経過していない者を含む。）
 - (3) 福岡県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の代位弁済先で信用保証協会に求償債務が残っている者（中小企業活性化協議会等が再生計画の策定を支援しており、事業再生が見込める場合を除く。）
 - (4) 前号の求償債務が残っている者の関係人（第三者保証人で求償債務完済の目途が明らかな場合を除く。）
 - (5) 信用保証協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある者又はその保証人（恒常的又は反復的な延滞ではなく、一時的に発生した延滞であって事前に解消される場合を除く。）
 - (6) 暴力団員（福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (7) 民事再生、会社更生、会社整理等法的手続申立中の者及び内整理等私的整理手続中の者

3 次の各号のいずれかに該当する事業は、融資の対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 公序良俗に反する行為のために営業としてサービスの提供を行う事業
- (3) 一時的（季節的）な事業
- (4) 投機的な事業
- (5) 暴力的不法行為者等が介在する事業

（信用保証）

第5条 融資は、信用保証協会の信用保証に付するものとする。

（融資の手続等）

第6条 借入れを希望する者は、別表2に掲げる書類を取扱金融機関に提出するものとする。

2 融資の申込を受けた取扱金融機関は、審査の上、融資を適当と認めたときは、信用保証協会所定の保証依頼書を信用保証協会に送付するものとする。

3 保証依頼を受けた信用保証協会は、審査の上、融資を適当と認めたときは、信用保証書を取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の決定）

第7条 融資の決定は、取扱金融機関が行う。

（両建て預金の禁止）

第8条 取扱金融機関は、融資にあたって両建てを条件としてはならない。

（返済方法）

第9条 返済は、原則として月賦返済とする。

（資金の取扱い及び調査）

第10条 信用保証協会及び取扱金融機関は、この融資の取扱いについて他の業務との区分を明確にしなければならない。

2 知事は、必要に応じ信用保証協会及び取扱金融機関に対して関係書類の調査を行うことができる。

（運用状況等の報告）

第11条 信用保証協会は、毎月末現在におけるこの資金の運用状況を別に定める様式により、翌月10日までに知事に報告しなければならない。

ただし、知事が必要と認めるときは、取扱金融機関は、知事が定めるところにより、この資金の運用状況を知事に報告しなければならない。

2 第7条の規定による融資の決定を受けた中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、貸付を実行した日から最大5年にわたりモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対して協会所定の業況報告書を提出するものとする。

3 第7条の規定による融資の決定を受けた中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第6項の特例中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合（保証期間が1年以内である場合を除

く。)は、取扱金融機関は、貸付を実行した日から最大5年にわたりモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対して協会所定の業況報告書を提出するものとする。

ただし、同項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)中であるときは、原則として当該期間終了後に提出するものとする。

- 4 取扱金融機関が前2項の業況報告書を提出していない案件(前項ただし書きに該当する案件を除く。)に係る代位弁済請求を行う場合、信用保証協会に対して業況報告書を提出していない理由を記載した書面を提出するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行し、平成26年度から令和7年度までの融資について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、平成26年7月31日までの間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、改正後の別表2及び別記様式3の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

エネルギー対策特別融資制度の取扱金融機関

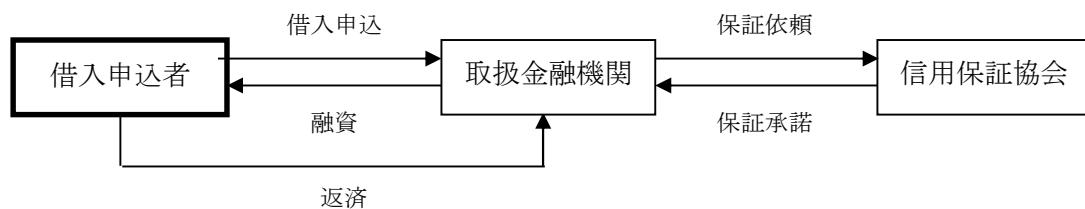
福岡銀行
西日本シティ銀行
筑邦銀行
福岡中央銀行
佐賀銀行
北九州銀行
十八親和銀行
熊本銀行
佐賀共栄銀行
西京銀行
豊和銀行
三菱UFJ銀行
三井住友銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫
福岡県信用組合
横浜幸銀信用組合
商工組合中央金庫

別表2（第4条及び第6条関係）

エネルギー対策特別融資制度の融資条件

融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、県内の事業所において次のいずれかを行なうもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 省エネルギー設備（エネルギー効率の高い先端製造設備を含む）の導入 ② 再生可能エネルギー設備（発電目的の発電設備を含む）の導入 ③ コージェネレーション、エネルギー・マネジメントシステム又は蓄電池の導入 ④ 建築物の省エネ改修※1 <p>※1 車体（外皮）の省エネ改修（設備の省エネ改修を併せて行なうものも含む。）であって、建築物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね10%以上削減されるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 水素ステーション※2 その他の次世代自動車用燃料供給設備※3 の導入 <p>※2 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。</p> <p>※3 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車等に電気又は燃料（石油以外の資源を使用するものに限る。）を供給する設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるものの導入等
資金使途	設備資金
融資限度額	1億円以内（再生可能エネルギー設備又は水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備の導入の場合は2億円以内）
融資利率	1.1%（融資期間が10年超～15年以内の場合は1.3%）
保証料率	0.13～1.56%
融資期間	<p>10年以内（据置期間2年以内）</p> <p>ただし、再生可能エネルギー設備又は水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備の導入の場合は15年以内（据置期間2年以内）</p>
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	取扱金融機関
必要書類	<p><一般的な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> * 金銭消費貸借契約書等の締結時に、信用保証委託契約書の作成・提出が必要 1 信用保証委託申込書 2 個人情報の取扱い（提供）に関する同意書（包括同意書を提出している場合は不要） 3 納税証明書 4 申込みが法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 5 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 6 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し 7 決算書、納税申告書等の写し。ただし、特定非営利活動法人の場合は、これに代えて、次に掲げる書類のすべてを提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業報告書 ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ③ 年間役員名簿 ④ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し <p><エネルギー関連事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 8 エネルギー対策事業計画書（別記様式1） 9 設備等の見積書（有効期限内のもの） 10 導入しようとする設備等が上記融資対象の①～⑥のいずれかに該当することを示す書類（例：設備等のカタログ、仕様書、図面、省エネ診断書等） 11 省エネ率計算シート（別記様式2） ※建築物の省エネ改修の場合のみ必要。 12 チェックリスト（別記様式3） 13 その他必要と認める書類

【融資の流れ】



エネルギー対策事業計画書

年　月　日

住　所

氏　名

法人の名称及び代表者氏名

電　　話　(　　)

1 導入する設備等の種類

設備等の種類		該当するもの (○を記入)	信用保証協会 制度コード	該当番号
1	省エネルギー設備		179103	
2	再生可能エネルギー設備		179102	
3	コジェネレーションシステム		179103	
	エネルギーマネジメントシステム			
	蓄電池		179102	
4	建築物の省エネ改修		179103	
5	水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備		179102	
6	その他上記設備等と同等以上の効果を有すると認められるもの		179102 179103	

(注1)

(注2)

(注1) 中小企業信用保険法施行規則別表第2の1に掲げられている「エネルギーの使用の合理化に資する施設（120種類）」の場合は、その該当番号を記載してください。

(注2) 同規則別表第2の2に掲げられている「非化石エネルギーを使用する施設（7種類）」の場合は、その該当番号を記載してください。

2 導入する設備等の内容

設備等の名称、型式等	設備等の規模・出力、 省エネ効果等※	金額 (単位：千円)	完了予定日 (運転開始予定日)
		千円	()
		千円	()
		千円	()
合　計		千円※	—

※ 「建築物の省エネ改修」の場合は、「省エネ率計算シート」を添付してください。

3 設備等を導入しようとする場所（市町村名以下を記入）

福岡県

4 資金調達計画

(単位：千円)

	本制度による借入	国・自治体等からの 補助金等	その他 (自己資金含む)	合　計
所要額	千円	千円	千円	千円※

※ 2（導入する設備等の内容）の合計と4（資金調達計画）の合計が一致するように記入してください。

省エネ率計算シート

年　月　日

住　　所

氏　　名

法人の名称及び代表者氏名

電　　話　(　　)

1 省エネ改修を行う建築物の概要

名　称				
所在地	福岡県			
規　模	(延床面積) m ²	(階数)	地上： 階	地下： 階
用　途 (✓を記入)	<input type="checkbox"/> 事務所・工場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集客施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他（具体的に：）			

【記入上の注意】

- 「所在地」は、「エネルギー対策事業計画書」の「3 設備を導入しようとする場所」と一致するように記入してください。
- 本融資では、延床面積が 5,000 m²以上の建築物を「大規模建築物」、延床面積が 5,000 m²未満の建築物を「中小規模建築物」として取り扱います（躯体改修の省エネ率の計算式が異なります）。

2 省エネ改修による省エネ率

A 躯体改修による省エネ率	%
B 設備改修による省エネ率	%
合計 (A+B)	%

※合計(A+B)が10%以上
となることが必要です。

【記入上の注意】

- 小数点第一位まで記入してください（「4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠」も同じ）。
- 「4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠」に、省エネ率の計算式等を記入してください。

3 省エネ改修の工事開始予定日及び工事終了予定日

工事開始予定日	年　月　日
工事終了予定日	年　月　日

【記入上の注意】

- 「工事終了予定日」は、「エネルギー対策事業計画書」の「2 実施内容」の「完了予定日」と一致するように記入してください。
- 「工事開始予定日」と「工事終了予定日」は、申込時点の見込みを記入してください。

4 省エネ改修による省エネ率の計算根拠

(1) 軸体改修 [必須]

該当欄 (○を記入)	改修項目	内 容
開口部	内 容 (例:複層ガラス化)	
	① 開口部全体の面積	_____ m ²
	② 改修する開口部の面積	_____ m ²
	③ 改修割合 (②/①×100)	_____ %
屋根・外壁	内 容 (例:断熱材での外壁改修)	
	① 屋根・外壁全体の面積	_____ m ²
	② 改修する屋根・外壁の面積	_____ m ²
	③ 改修割合 (②/①×100)	_____ %
日射遮蔽	内 容 (例:庇の設置)	
	① 日射遮蔽全体の面積	_____ m ²
	② 改修する日射遮蔽の面積	_____ m ²
	③ 改修割合 (②/①×100)	_____ %
その他	内 容	
	① 当該項目全体の面積	_____ m ²
	② 改修する当該項目の面積	_____ m ²
	③ 改修割合 (②/①×100)	_____ %
	④ 建築物全体での省エネ率 (a×③÷100)	・大規模建築物の場合 (a%=3%) : = _____ % ・中小規模建築物の場合 (a%=15%) : = _____ %
		※「(3) 補足」に計算式等を記入してください。

A 軸体改修による建築物全体での省エネ率の合計 (各項目の④の合計)	_____ %
---------------------------------------	---------

【記入上の注意】

- 本融資は軸体改修を行うことが必須ですので、上の表に必要事項を必ず記入してください。
- 改修項目ごとに「見なし省エネ率 (a%)」を設定していますので、省エネ率計算の参考にしてください。なお、大規模建築物と中小規模建築物で見なし省エネ率が異なりますので、ご注意ください。
- 見なし省エネ率を使わずに省エネ率を計算する場合及び「その他」の改修を行う場合は、「(3) 補足」に計算式等を記入してください。
- 「その他」が複数ある場合は、適宜行を追加してください。

(2) 設備改修

該当欄 (○を記入)	改修設備	建築物の用途別の 見なしエネルギー 消費割合[%] a	導入する設備の 省エネ率[%] b	設備別の改修割合[%] c	設備導入による 省エネ率[%]d (a×b×c÷10000)
空調設備	熱源設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	搬送設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	二次側設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	換気設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	照明設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
給湯設備	熱源設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	搬送設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	昇降設備	_____ %	_____ %	_____ %	_____ %
	その他	※「(3) 補足」に計算式等を記入してください。			_____ %

B 設備改修による建築物全体での省エネ率の合計 (各項目のdの合計)	_____ %
---------------------------------------	---------

【記入上の注意】

- ・本融資を受けて躯体改修とともに設備改修を行う場合は、上の表に必要事項を記入してください。
- ・下表のとおり、建築用途別に各設備の「見なしエネルギー消費割合」を設定しています。改修設備の分類と「1 省エネ改修を行う建築物の概要」で選択した用途を確認の上、該当する数字をシートのa(建築物の用途別の見なしエネルギー消費割合)の欄に記入してください。

<建築物の用途別の見なしエネルギー消費割合>

改修設備の分類		事務所	学校	物販店・飲食店・集客施設	病院	ホテル
空調設備	熱源設備	35%	28%	28%	21%	32%
	搬送設備	5%	4%	4%	3%	5%
	二次側機器	10%	8%	8%	6%	8%
換気設備		5%	10%	10%	10%	5%
照明設備		20%	25%	25%	10%	10%
給湯設備	熱源設備	-	-	9%	36%	27%
	搬送設備	-	-	1%	4%	3%
昇降設備		3%	-	5%	5%	3%
その他		22%	25%	10%	5%	7%
合 計		100%	100%	100%	100%	100%

- ・b(導入する設備の省エネ率)の欄には、当該設備のカタログ、仕様書その他の資料に記されている省エネ率を記入してください（あわせて、その資料を「申込書類」の「11 導入しようとする設備が融資対象設備に該当することを示す書類」として添付してください）。
- ・c(設備別の改修割合)の欄には、設備ごとに、それぞれの建物全体に対する改修部分の割合（合計面積や合計容量に対する改修部分の割合等）を記載してください。
- ・見なしエネルギー消費割合を使わずに省エネ率を計算する場合及び「その他」の設備改修を行う場合は、「(3) 補足」に計算式等を記入してください。

(3) 補足

【記入上の注意】

- ・(1)及び(2)において、「見なし省エネ率」や「見なしエネルギー消費割合」の数値を使わずに省エネ率を計算する場合及び「その他」の改修を行う場合は、上の枠にその計算根拠等を記入してください（必要に応じて資料を添付してください）。

別記様式3（別表2関係）

エネルギー対策特別融資 申込みに必要な書類チェックリスト

エネルギー対策特別融資の申込みを行う際は、取扱金融機関へ書類を提出する前に、次に掲げる必要書類が揃っているかどうかを確認してください。

申込みにあたっては、必要な書類をすべて添付してください。

なお、金銭消費貸借契約書等の締結時に信用保証委託契約書の作成・提出が必要となります。

	書類の名称	チェック
一般的 事項	1 信用保証委託申込書 …福岡県信用保証協会が定める信用保証委託申込書類です。	
	2 個人情報の取扱い（提供）に関する同意書 ※包括同意書を提出している場合は不要。	
	3 納税証明書 ※ 納期限が到来している直近の1事業年度分（1年分）に係る事業税を完納していることを示す納税証明書（福岡県の県税事務所が発行）を提出してください。ただし、事業税の課税がない場合は、市町村が発行する県・市町村民税の納税証明書を提出してください。	
	4 申込みが法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの）	(法人のみ)
	5 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）	
	6 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し	
	7 決算書、納税申告書等の写し。ただし、特定非営利活動法人の場合は、これに代えて、次に掲げる書類のすべてを提出すること。 ① 事業報告書 ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ③ 年間役員名簿 ④ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し	
エネルギー 関連 事項	8 エネルギー対策事業計画書	
	9 設備の見積書（有効期限内のもの）	
	10 導入しようとする設備が融資対象設備に該当することを示す書類 (例：設備のカタログ、仕様書、図面、省エネ診断書等※) ※ 導入しようとする設備について、福岡県の「省エネルギー相談事業」等により、導入効果に関する診断等を受けた場合は、その診断書等を添付してください。	
	11 省エネ率計算シート ※ 建築物の省エネ改修の場合のみ必要。	(該当する場合)
	12 チェックリスト（この用紙です。）	
	13 その他必要と認める書類 ※ 1～12の書類のほかに、必要に応じて追加資料をお願いする場合があります。	(該当する場合)